

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第9号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
所 在 地	公 署	級別 区分	所 在 地	公 署	級別 区分
略			略		
略 <u>香川郡直島町1758の9</u>	略 <u>直島駐在所</u>	略	略 <u>香川郡直島町1758の9</u> <u>香川郡直島町2465の8</u>	略 <u>直島東駐在所</u> <u>直島西駐在所</u>	1級地

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。